

松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業 - 公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準 -

1. 基本的な考え方

松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業（以下「本事業」という。）に係る企画提案書に対する評価は、書類審査により行い、評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

2. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領

松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を理解したうえで、以下の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

- ① J-クレジットの認証及び販売に係るスケジュールを提示すること。なお、この場合、令和7年度から令和11年度までの5年間で「松阪市脱炭素化住宅等促進補助金」を実施することを想定してスケジュールを提示すること。
- ② クレジット化した際のクレジットの想定総量及び販売収益を試算し提示すること。また、併せて、クレジットの想定販売価格、想定販売相手先及び販売方法を提示すること。なお、クレジット化する対象者数は年間132件とし、5年間は継続してクレジット化が見込めるものとする。この場合において、家庭用太陽光発電システム1件あたりのCO₂排出削減量は、「0.75t-CO₂」を用いるものとする。
- ③ クレジットの販売収益の還元割合及び還元方法を提示すること。
- ④ 本市は、「松阪市地球温暖化対策実行計画」において、地域の脱炭素化に資する情報を広く発信することとしていることから、これに資する提案があれば積極的に行うこと。
- ⑤ その他当該事業の目的に資する提案があれば積極的に行うこと。

3. 審査に係る基本的な考え方

審査は、参加申請書により参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、事業者概要調書及び企画提案書の内容について松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により書類審査を行う。

なお、書面による審査を行う際に、企画提案書の内容について確認が必要だと判断したとき又は疑義が生じたときは、審査委員会から事業者に対して問い合わせることがあることから、事業者はこれに協力するものとする。

3-1. 最優秀提案者の選定方法

各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。ただし、各評価項目のひとつでも0点があった場合は、最優秀提案者の候補としないものとする。

3-2. 総合評価点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点の最も高い者が2以上あるときは、審査委員会委員の多数決により最優秀提案者を決定する。

4. 評価の方法

評価は、以下の手順で行う。なお、各評価点の算出にあたっては、小数点第一位までを有効とし、小数点第二位以下を切捨てる。

4-1. 審査項目及び配点

審査項目は、「2. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領」にしたがい、別表1の「各評価の視点」のとおり評価・配点する。

4-2. 評価基準

企画提案書の各審査項目は、次の評価基準に応じて付与点を配点する。

評価基準	付与点	(例) 配分 10 点の場合
特に優れた提案である	配分点×1.0	10×1.0=10 点
優れた提案である	配分点×0.8	10×0.8= 8 点
想定した程度の提案である	配分点×0.5	10×0.5= 5 点
想定を下回る提案である	配分点×0.2	10×0.2= 2 点
要件を満たしていない	0	0 点

4-3. 総合評価点

4-2 の評価基準（配分 100 点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数を「総合評価点」とする。

$$\text{総合評価点} = \text{各委員の合計点数} \div \text{委員人数} \text{（小数点第二位以下切捨）}$$

別表1. 審査項目の評価の視点・配点

審査項目 (2との関連)	評価の視点	配分
事業者の実施体制 (事業者概要調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の実施体制、責任者、役割分担等が明らかになっているか。 ※ J-クレジットプロバイダー登録がされている場合は、5点を加点する。 ※複数の適用方法論を有している場合は、5点を加点する。 	10点 最大20点
スケジュール (①)	<ul style="list-style-type: none"> ・市との連携や書類収集からクレジット認証までを想定した具体的なスケジュールを設定しているか。 ・認証期間延長に関する提案はあるか。 	10点
クレジットの販売等 (②)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が想定するクレジット化対象者数と関連した数値を示しているか。 ・クレジットの想定販売価格の妥当性はあるか。 ・クレジットの想定販売相手先に具体性及び実現性はあるか。 	20点
クレジットの販売収益の還元 (③)	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットの販売収益の還元割合及び還元方法は市に有利なものとなっているか。 	30点
市民及び企業への情報発信等 (④⑤)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境価値を提供した市民に対する優遇措置等はあるか。 ・市民や企業等に対する啓発に資する有益な情報発信に関する提案はあるか。 ・その他、市と連携するにあたり、具体的かつ優れた提案はあるか。 	20点
合計		100点